

# 報 告

次の4項目について報告されました。  
地方自治法の規定により、可決しました。

3常任委員会から2常任委員会とし、定数を各常任委員会8名とする報告があり、可決しました。 (賛成多数)

## 議会条例

- ・平成18年度箱根町一般会計補正予算繰越明許費の繰越しについて
- ・財団法人箱根町観光協会経営状況の報告
- ・箱根町土地開発公社経営状況の報告
- ・財団法人箱根町文化・スポーツ財団経営状況の報告

〔箱根町議会委員会条例の一  
部改正〕

箱根町議会常任委員会調査特別委員会委員長報告に基づき、常任委員会の構成などを変更する条例の一部改正について、可決しました。

(賛成多数)

## 陳 情

- 〔旧東芝保養所、マンション建設計画中止を求める請願書の取下げ〕
- ◇提出者 宮城野あずま自治会
- この請願取下げは、許可しました。
- (全員賛成)

〔障害者地域作業所制度の維持と発展についての意見書の提出を求める陳情〕

- ◇陳情者 神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
- この陳情は、教育福祉常任委員会に会期中の審査と付託され、審査の結果、趣旨採択としました。(全員賛成)

### 日豪EPAに関する意見書

豪州は、牛肉、乳製品、米、麦などの重要品目を生産する世界有数の農業国であり、日豪EPAが締結され、関税が撤廃された場合、これら重要品目の輸入量が増大する可能性が極めて大きく、国内農業に深刻な影響が現れ、さらに、わが国の食料自給率の低下も懸念されます。

また、一方では、国はWTO農業交渉において、重要品目の関税削減の例外扱いや柔軟な対応を求め、食料を輸入している諸国等と連携して「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」の重要性を一貫して主張しています。

箱根町においては、食育の推進活動の中で、神奈川県産や近隣市町の農産物を学校給食に取り入れるなど、地産地消に配慮するとともに、市民はもとより国内外から多くの来訪者を安心して迎えるための食の安全保障にも努めています。

よって政府は、日豪EPA交渉において、重要品目の除外・再協議の取り扱いが確保できなければ、交渉を中断するとともに、WTO農業交渉での我が国の提案と整合性のある主張を貫くよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年7月4日

神奈川県足柄下郡箱根町  
議會議長 西村 和夫

(意見書の提出先)

内閣総理大臣・外務大臣・財務大臣・農林水産大臣・経済産業大臣

この陳情は、総務企画観光委員会との連合審査の結果、採択としました。(賛成多数)

◇陳情者 かながわ西湘農業協同組合

この陳情は、総務企画観光委員会に会期中の審査として付託され、審査の結果、採択としました。(全員賛成)

◇陳情者 かながわ西湘農業協同組合

この意見書は、4人の議員から提案されたもので、関係行政庁へ要望する意見書を次とおり提出することについて、可決しました。

〔日豪EPAに関する意見書の提出〕

〔日豪EPAに関する意見書の提出〕

## 意見書



温泉小学校

## “議会を傍聴してみませんか”

議会は、公開を原則にしていますので、どなたでも本会議の傍聴することができます。

町政を身近に知るためにも、議会の傍聴をおすすめします。

傍聴を希望される方は、本会議の当日、議会事務局で受付簿に住所、氏名などを記入していただくだけで、結構です。

詳しいことは、議会事務局までお尋ねください。

